

前 障

令和 2 年 4 月 3 日

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの報酬等に係る国庫補助金における実績報告シートの提出について (依頼)

新型コロナウイルス感染症への対応について、ご尽力、ご協力頂き厚くお礼申し上げます。過日案内いたしました、今般の特別支援学校等の臨時休業にあたり、追加的に生じる利用児童に係る保護者の自己負担分や報酬等に係る地方負担分について、国から補助されることになりました。ついては、下記のとおり報告書の提出をお願いします。

(障害福祉課障害政策係)

記

- 1 提出書類 別添「実績報告シート」(群馬県内で統一したシートとなっています。)
- 2 提出期限 令和 2 年 4 月 20 日(月)まで
- 3 提出方法 各支給決定市町村あてにメールにて提出してください。

※各市町村担当課のメールアドレスについては、追って送付します。

- 4 作成方法 別添「作成要領」に基づき、作成してください。
- 5 留意事項

- (1) 国保連を通じた電子請求については、学校休業に伴うかかりまし分(保護者負担額のかかりまし分は除く。)も含めた全報酬を請求するようお願いします。
- (2) 不明点等は、下記問い合わせをお願いします。必要に応じ、各市町村へ確認します。

【問い合わせ】

前橋市役所障害福祉課障害政策係

電話 027-220-5713 (直通)

ファックス 027-223-8856

メール syougai Fukushima@city.maebashi.gunma.jp

作成要領

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、放課後等デイサービスの利用増による、以下の市及び保護者負担分について、国庫補助により、負担軽減を図ります。

※「令和2年3月24日付厚労省事務連絡・新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて(3月24日版)」の「Q10-2」を参照。

(1) 学校休業に伴い、新たに支給決定を受けた児童の利用により報酬が増加した分

(2) 学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ報酬が増加した分

(3) 学校休業前から支給決定を受けていた児童について、報酬単価が平日単価から休業単価に切り替わることにより報酬が増加した分

(4) 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分(別添延長支援加算算定の取扱いについてを参照)

※(1)、(3)、(4)は、市負担分。(2)は、利用者負担分

2 対象者について

前橋市で支給決定を受けている利用児童のみ、記載してください。

例) 利用児童数10人(支給決定市町村が、前橋市3人、伊勢崎市2人、高崎市2人、玉村町3人)の事業所の場合

→前橋市へは、3人分の実績を記入し、実績報告シートを提出。同様に、各市町村に対し、人数分の実績を記入し、各支給決定市町村へメールで提出すること。

3 対象期間

令和2年3月2日から3月25日まで(春休み前日まで)

4 留意事項

(1) 市町村によっては、既の実績報告に係る依頼等を示している場合があります。については、各市町村の指示に従うようお願いいたします。

(2) 1(2)に係る保護者負担増額分については、平時において、自己負担額が上限に達しない利用児童が対象となる想定をしています。

また、保護者に対しては、かかりまし分を除いた平時の負担額を請求してください。かかりまし分については、市町村に対し、補助金申請をしていただく予定です。詳細が決まり次第、早急にご案内します。(別添スキームを参照)